平成２２年（フ）第１７１１号
東京都八王子市小宮町1179番地１小宮キザキコーポ305号、住民票上の住所東京都八王子市打越町351番地４振栄ハイツＶ202号
債務者　砂村　　篤
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７６９号
東京都町田市木曽東４丁目14番イ22―408号
債務者　小林　光子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７５６号
静岡県浜松市中区葵西５丁目17番42号
債務者　赤平　尚子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２２１３０号
東京都大田区南久が原２丁目31―７―202
債務者　西村　早苗
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１７５０２号
東京都墨田区八広１丁目42―16―201、開始決定時の住所東京都江戸川区東小岩３―７―７―308
破産者　實川　　寛
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５２８号
埼玉県さいたま市北区本郷町17―１―５―906
破産者　福島　利幸
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５２９号
埼玉県久喜市八甫2730―９
破産者　米谷　初枝（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５４４号
埼玉県蕨市中央６丁目12―２―501
破産者　大竹　宏一
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５４５号
東京都練馬区石神井台５丁目１―３―210
破産者　堀田　明久
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５６６号
東京都江戸川区松江１丁目７―５
破産者　高橋　清一
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５６７号
東京都江戸川区松江１丁目７―５
破産者　高橋千恵子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５６８号
東京都江戸川区松江１丁目７―５
破産者　高橋　　茂
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５７６号
神奈川県藤沢市石川638―６
破産者　福森　清志
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５９９号
神奈川県秦野市上大槻590―20
破産者　阿久澤絹代（旧姓清水）
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６１３号
東京都大田区田園調布３―20―10　中野方、住民票上の住所東京都港区赤坂２丁目22―18―402
破産者　渡邉　廣子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６８３号
東京都練馬区谷原１丁目21―５―102
破産者　渡部　繁子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６９１号
東京都大田区大森西１丁目15―20―308
破産者　佐治　謙二
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７０２号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町９丁目16―５―501
破産者　大久保忠光
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７０３号
東京都町田市木曽東２丁目８―12―406
破産者　大久保一枝
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７０４号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目45―19―201
破産者　喜入　時生
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部